

育児休業給付金 全額保障へ

現在支給されている育児休業給付金の支給率は、育休開始から180日目までは休業開始前の賃金の67%、181日目からは50%となっておりますが、男性の育休取得率の目標を引き上げるため、一定期間中給付金の支給率を8割に引き上げ、育休中の社会保険料免除を含めることにより、実質的に100%保障することが検討されているようです。

また、女性側も育休中の一定期間は現行から8割給付になる全額保障期間を設ける検討に入ることです。

調査によると、育休を取得しなかった男性社員のうち22.6%が「収入を減らしたくなかった」と回答したようで、収入が減らなければ男性も育休を取得しやすくなり、男性の育児参加を促して少子化の抑制に有効であるという研究結果も出ているようです。少子化の原因は、男性の育児参加の有無によるものだけではなく多岐にわたると思いますが、育児がしやすい社会や環境が必然的に少子化を改善していくはずだと思っておりますので、今後もこのような取り組みは、より一層積極的に進めて頂きたいものですね。



メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡ください。